

30万円未満はすべて経費処理 それ以上は？

平成15年4月改正

平成15年4月から、資産の購入に関する税務が変わっています。

その点を再度カンタンに解説します。

1. 少額減価償却資産

(1) 少額減価償却資産とは？

会社が資産を購入した場合は、機械装置や器具備品など資産科目として計上するのが、会計および税法の原則です。

ただ、すべてのものを資産計上して管理していたら、経理業務は大変煩雑になってしまいます。そこで、税法では少額減価償却資産の規定を設けて、次の2つの資産については、取得時に全額損金（経費）とすることを認めています。

- ① 使用可能期間が1年未満のもの
- ② 1単位の取得価額が10万円未満のもの

税法の原則はあくまで上記のとおりです。

ただし、上記の②について、平成15年4月から次のような特例が設けられました。

<中小企業者の少額減価償却資産の特例>

- 1. 対象社 : 資本金1億円以下の青色申告法人
ただし、資本金1億円以下であっても、大法人の子会社などは対象外
- 2. 対象期間 : 平成15年4月1日から平成18年3月31日まで
- 3. 対象資産 : 上記期間内に取得した、1単位30万円未満の資産は、取得時に全額経費とすることができる。
- 4. 申告要件 : 法人税の申告書に、明細をつける必要があります。
ただし、その年度に取得した少額減価償却資産の合計だけを記載すればOKです。

これは非常にありがたい制度ですね。パソコンなどちょっとした資産は、これで全部経費に落とすことができます。

ソフトウェアも無形固定資産として、減価償却資産扱いですから、この規定を利用して30万円未満はすべて経費で落とせます。

パソコンやソフトウェアなどは、実質の耐用年数も短くて、資産というよりもともと経費であると思います。あつと言う間に古くなってしまいますから。ようやく税法もそれを認めてくれたのかどうか。

30万円は3年間の特例ですが、これを本則にしてもらいたいものです。

(2) 使用可能期間1年未満のもの・・・改正事項ではありませんが。

意外と使われておりませんが、上記①の使用可能期間1年未満というもの、実は経費で落とせます。

すなわち、10万円以上、あるいは30万円以上の資産であっても、1年内の期間しか使えないもの、使わないものは費用として落とせるわけです。

たとえば次のようなものがあります。

1. テレビのコマーシャルフィルム

通常、映像フィルムは耐用年数2年です。ただし、CMフィルムなどは、通常は放映期間が1年未満ですから、使用可能期間1年未満ということで、全額経費で落とせます。

2. イベント用看板

イベントなどで使う看板なども、1年以上続くイベントなどないでしょうから、たとえ30万円以上かかったとしても、経費で落とすことができます。

3. 機械の消耗部品など

たとえば、医療用機械のMRIの管球など、100万円以上もしますが、6ヶ月ごとに交換するため、少額減価償却資産で経費で落とすことができます。

以上、御社でも考えてみるといろいろあるかも知れません。

できるだけバランスシートに資産を載せず、その年度で支出したものは、その年度で落としていく、というキャッシュフロー経営をすることが、会社を成長させていくことにつながっていきます。

2. 30万円以上の資産は、IT投資促進税制を使おう

(1) IT投資促進税制とは

平成15年税制改正でできた制度です。

景気対策のための税制で、一定のIT資産を購入した場合は、税務上優遇しましょうということです。

購入した場合の特別償却と税額控除、リースした場合の税額控除の制度があります。

(2) 対象法人や対象資産など

①対象法人 : 青色申告書を提出する法人

②対象期間 : 平成15年1月1日から平成18年3月31日までの期間に取得した下記資産

③対象年度 : 平成15年4月1日以後終了事業年度

④対象資産 :

1. 情報通信機器等

- ・電子計算機
- ・デジタル複写機
- ・ファクシミリ
- ・ICカード利用設備
- ・デジタル放送受信設備
- ・インターネット電話設備
- ・ルーター、スイッチ
- ・デジタル回線接続装置
- ・およびこれらの附属装置

2. ソフトウェア

⑤取得価額基準 : 各事業年度の取得価額の合計が次の金額以上

区 分	1.情報通信機器等	2.ソフトウェア
資本金3億円超の法人	600万円以上	600万円以上
資本金3億円未満の法人	140万円以上	70万円以上

以上のような要件を満たした資産を購入した場合は、次のような優遇措置を受けるこ

とができます。

(3) 購入した場合の特別償却

普通償却の他に、次の特別償却ができます。

$$\bullet \quad \underline{\text{特別償却}} = \underline{\text{取得価額}} \times \underline{50\%}$$

※たとえば、100万円のサーバーの場合には次のようになります。

・ 普通償却	耐用年数5年	100万円×36.9%	= 約	37万円
・ 特別償却	上記のとおり	100万円×50.0%	=	50万円
	初年度償却費	合計		87万円

耐用年数5年の場合、初年度に最高87%もの償却をすることができます。ただし、期の途中の取得は、普通償却は月割りしますので必ず87%償却できるわけではありません。あくまで最高が87%ということです。

いずれにしても、初年度にかなりの金額を経費処理することができます。なお、特別償却を目一杯しなかった場合は、翌年度に限り繰り越すことができます。

(4) 購入した場合の税額控除

上記の特別償却に代えて、税額控除を選択することもできます。

$$\bullet \quad \underline{\text{税額控除額}} = \underline{\text{上記対象資産の取得価額合計}} \times \underline{10\%}$$

上記の金額を、法人税の額から控除してくれる、という制度です。ただし、控除額は法人税額の20%が限度とされています。法人税の20%までなので、控除しきれない金額は、翌年に限り繰り越すことも認められています。

※たとえば、前ページの対象資産を、年度合計300万円購入した場合は、
300万円×10%=30万円 を法人税から控除することができます。

(5) リースした場合の税額控除

以上は、資産を購入した場合ですが、リースをした場合にも優遇措置があります。なお、リースの場合は、償却はないので、税額控除だけです。

- ① 対象法人 : 資本金3億円以下の法人
- ② 対象リース : 4年以上のリースで、次の場合
 - 1. 情報通信機器等 リース費用の総額が200万円以上の場合
 - 2. ソフトウェア リース費用の総額が100万円以上の場合

③ 税額控除額 = リース費用の総額 × 60% × 10%

上記の金額を、法人税の額から控除してくれる、という制度です。ただし、この場合も控除額は法人税額の20%が限度とされています。購入の場合と同様に、控除しきれない金額は、翌年に限り繰り越すことも認められています。

※例：デジタルカラーコピーを、月額6万円の5年リース（リース費用総額6万円×60ヶ月＝360万円）で導入した場合。

$$360万円 \times 60\% \times 10\% = 216,000円$$

を法人税額から控除することができます。

<特別償却と税額控除はどちらが有利か？>

- ・購入した初年度については、特別償却をした方が、より多く経費を落とせるので特別償却の方が有利です。
- ・ただ、特別償却を取ろうが取まいが、長い目で見れば減価償却費の額は同じになります。償却が早いか遅いかの違いだけです。
- ・それに比べて税額控除は、取得価額の10%分の法人税が、確実に安くなります。（2年間赤字を続けた場合は、別ですが）
- ・したがって、トータルで考えれば、税額控除を選択した方が有利ということになります。

以上